

適用法 人		対象となる金銭債権
イ	法第 64 条の 2 第 1 項の規定により同項に規定するリース資産の売買があったものとされる場合の当該リース資産の対価の額に係る金銭債権を有する内国法人	左記の金銭債権
ロ	金融商品取引法第 2 条第 9 項に規定する金融商品取引業者（同法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行うものに限ります。）に該当する内国法人	左記の内国法人が行う金融商品取引法第 35 条第 1 項第 2 号に掲げる行為に係る金銭債権
ハ	質屋営業法第 1 条第 2 項に規定する質屋である内国法人	質屋営業法第 14 条の帳簿に記載された質契約に係る金銭債権
ニ	割賦販売法第 31 条に規定する登録包括信用購入あっせん業者に該当する内国法人	割賦販売法第 35 条の 3 の 56 の規定により同法第 35 条の 3 の 43 第 1 項第 6 号に規定する基礎特定信用情報として同法第 30 条の 2 第 3 項に規定する指定信用情報機関に提供された同法第 35 条の 3 の 56 第 1 項第 3 号に規定する債務に係る金銭債権
ホ	割賦販売法第 35 条の 3 の 23 に規定する登録個別信用購入あっせん業者に該当する内国法人	
ヘ	次に掲げる内国法人 ① 銀行法第 2 条第 1 項に規定する銀行の同条第 8 項に規定する子会社である同法第 16 条の 2 第 1 項第 11 号に掲げる会社のうち同法第 10 条第 2 項第 5 号に掲げる業務を営む内国法人 ② 保険業法第 2 条第 2 項に規定する保険会社の同条第 12 項に規定する子会社である同法第 106 条第 1 項第 12 号に掲げる会社のうち同法第 98 条第 1 項第 4 号に掲げる業務を営む内国法人 ③ ①又は②の会社に準ずるものとして法規第 25 条の 4 の 2 各号に掲げる会社のうち①又は②の業務に準ずる業務として当該各号に掲げる会社の区分に応じ当該各号に定める業務を営む内国法人	商業、工業、サービス業その他の事業を行う者から買い取った金銭債権（トにおいて「買取債権」といいます。）で左記の内国法人の①から③までに掲げる区分に応じそれぞれ①から③までに規定する業務として買い取ったもの
ト	貸金業法第 2 条第 2 項に規定する貸金業者に該当する内国法人	次に掲げる金銭債権 ① 貸金業法第 19 条の帳簿に記載された同法第 2 条第 3 項に規定する貸付けの契約に係る金銭債権 ② 買取債権
チ	信用保証業を行う内国法人	左記の内国法人の行う信用保証業に係る保証債務を履行したことにより取得した金銭債権

〔適用時期〕

〔改正の内容〕の 1 の本文及び 3 は、平成 24 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度について適用されます（改正法附則 10、51、改正法令附則 2）。

V 寄附金の損金算入限度額の見直し

〔制度の概要〕

法人が支出する寄附金の額は、次の区分に応じた金額を損金の額に算入することとされています（法 37、措法 66 の 4 ③、66 の 11 の 2 ①②）。

区 分	損 金 算 入 額
① 国又は地方公共団体に対する寄附金	寄附金の額の全額
② 財務大臣が指定した寄附金	
③ 一般の寄附金	寄附金の額又は損金算入限度額のいずれか少ない金額 （注）公益法人等*1 がその収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業のために支出した金額（公益社団法人又は公益財団法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で自らが行う公益目的事業のために支出した金額とし、認定特定非営利活動法人にあっては、その収益事業に属する資産のうちからその収益事業以外の事業で特定非営利活動に係る事業に該当するもののために支出した金額とします。）は、その収益事業に係る寄附金とみなして損金算入限度額を計算します。
④ 特定公益増進法人*2 及び認定特定非営利活動法人に対する寄附金（公益法人等*1 が支出したものを	寄附金の額又は一般の寄附金とは別枠の特別損金算入限度額のいずれか少ない金額 （注）特増寄附金のうち特別損金算入限度額を超える部分の金額は一

除きます。以下「特増寄附金」といいます。）	一般の寄附金の額に含めて損金算入限度額の計算をします。
⑤ 完全支配関係がある内国法人に対する寄附金	零
⑥ 国外関連者に対する寄附金	

【用語の説明等】

- *1 法別表第二に掲げる非営利型法人である一般社団法人及び一般財団法人並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を除きます。）及びマンション建替組合を除きます。
- *2 公共法人、公益法人等その他特別の法律により設立された法人のうち、公益の増進に著しく寄与するものとして法令第77条各号に掲げられた法人をいいます。

【改正の内容】

1 特定公益増進法人等に対する寄附金の特別損金算入限度額

法人が支出する特定公益増進法人、認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人に対する寄附金に係る特別損金算入限度額が拡充されました（法令77の2）。

（算式）

イ 資本等のある法人*3（法令77の2①一）

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.375\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 6.25\% \right) \right\} \times \frac{1}{2}$$

↑ ↑
【改正前】 【改正前】
0.25% 5%

ロ 資本等のない法人*4（法令77の2①二、法規23の3）

所得の金額 × 6.25% ← 【改正前】
5%

2 一般の寄附金の損金算入限度額

法人が支出する一般の寄附金に係る損金算入限度額が縮減されました（法令73）。

（算式）

イ 資本等のある法人*3（法令73①一）

$$\left\{ \left(\text{資本金等の額} \times \frac{\text{当期の月数}}{12} \times 0.25\% \right) + \left(\text{所得の金額} \times 2.5\% \right) \right\} \times \frac{1}{4}$$

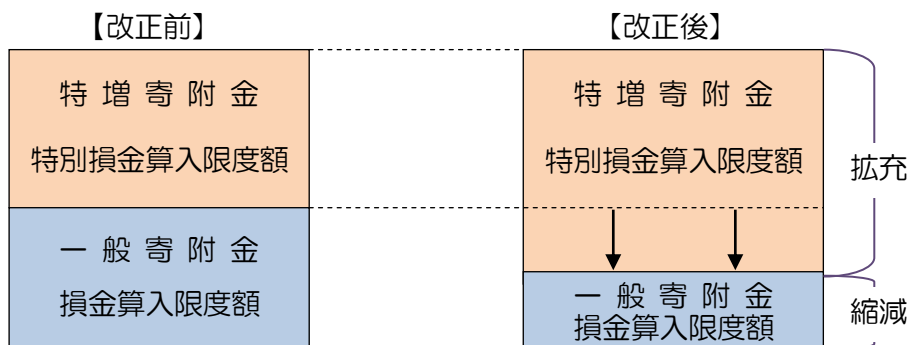
ロ 資本等のない法人*4（法令73①二、法規22の4）

所得の金額 × 1.25% ← 【改正前】
2.5%

↑
【改正前】
 $\frac{1}{2}$

《イメージ図》

（改正前、改正後の寄附金の損金算入限度額）



《連結納税制度》

連結納税制度においても上記と同様の措置が講じられています（法令155の13、155の13の2）。

【用語の説明等】

- *3 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの以外のものをいいます。
- *4 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの、非営利型法人に該当する一般社団法人及び一般財団法人並びに認可地縁団体、管理組合法人、団地管理組合法人、法人である政党等、防災街区整備事業組合、特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人を除きます。）及びマンション建替組合をいいます。

〔適用時期〕

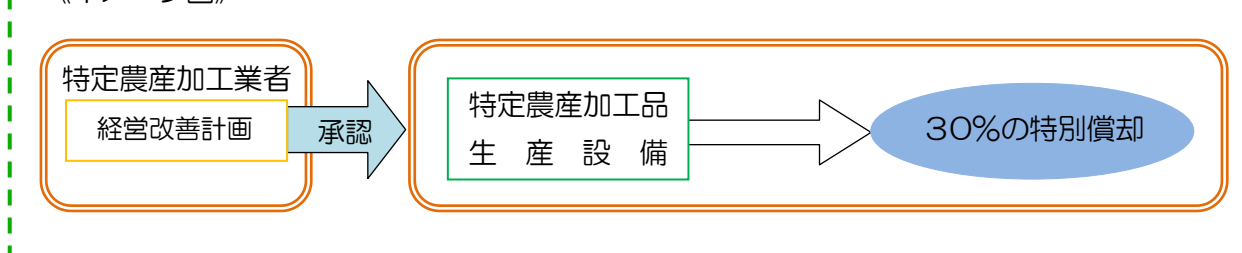
平成 24 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度について適用されます（改正法令附則 2、13）。

VI 特定農産加工品生産設備の特別償却の創設

〔創設された制度の内容〕

青色申告書を提出する法人で農産加工業臨時措置法に規定する特定農産加工業者に該当するもの（中小企業者等*に限りません。）のうち経営改善計画について承認を受けたものが、平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間に、その承認を受けた経営改善計画に記載された一定の機械及び装置（以下「特定農産加工品生産設備」といいます。）でその製作の後事業の用に供されたことのないものの取得又は製作をして、特定農産加工業に属する事業の用に供した場合には、その特定農産加工品生産設備の取得価額の 30%相当額の特別償却ができることとされました（措法 44 の 4 ①）。

《イメージ図》



1 特定農産加工業者

この制度の適用がある特定農産加工業者とは、特定農産加工業に属する事業を行う者をいいます。この場合の特定農産加工業とは、その業種に属する事業が農産加工業であり、かつ、その事業により生産される農産加工品又はこれと競争関係にある農産加工品（これらの原料又は材料たる農産物を含みます。）の輸入に係る事情の著しい変化により、その事業を行う相当数の事業者の事業活動に支障を生じ、又は生ずるおそれがあると認められる次の業種をいいます（農産加工業臨時措置法 2 ②、農産加工業臨時措置法規則 1）。

かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにやく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業及び豚肉調製品製造業

2 特定農産加工品生産設備

この制度の対象となる特定農産加工品生産設備とは、承認を受けた経営改善計画に記載された機械及び装置のうち、特定農産加工業に属する事業において農産加工品を生産する設備で、一台又は一基（通常一組又は一式をもって取引の単位とされるものは、一組又は一式）の取得価額が 340 万円以上のものをいいます（措法 44 の 4 ①、措令 28 の 7 ①）。

3 特別償却限度額の計算

この制度による特別償却限度額は、次の算式により計算されます（措法 44 の 4 ①）。

（算式）

$$\text{特別償却限度額} = \text{特定農産加工品生産設備の取得価額} \times 30\%$$

申告に当たっての注意点

- 1 法人が法令第 48 条の 2 第 5 項第 5 号に規定する所有権移転外リース取引により取得した特定農産加工品生産設備については、この制度を適用しないこととされています（措法 44 の 4 ①）。
- 2 この制度の適用を受けるためには、確定申告書又は仮決算をした場合の中間申告書に償却限度額の計算に関する明細書並びに取得又は製作した機械及び装置が経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類及び都道府県知事のその経営改善計画につき承認をした旨を証する書類の写しを添付する必要があります（措法 44 の 4 ③、措令 28 の 7 ②、措規 20 の 15 ①）。

《連結納税制度》

連結納税制度においても、上記と同様の措置が講じられています（措法 68 の 25 ①、措令 39 の 52 ①②、措規 22 の 37 ①）。

【用語の説明等】

- * 中小企業者等とは、中小企業者及び農業協同組合等をいいます（措法 42 の 4 ⑥⑫五六、措令 27 の 4 ⑩）。
なお、中小企業者とは、資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円以下の法人のうち次に掲げる法人以外の法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の法人をいいます。
 - ① その発行済株式又は出資の総数又は総額の 2 分の 1 以上が同一の大規模法人（資本金の額若しくは出資金の額が 1 億円を超える法人又は資本若しくは出資を有しない法人のうち常時使用する従業員の数が 1,000 人を超える法人をいい、中小企業投資育成株式会社を除きます。）の所有に属している法人
 - ② ①のほか、発行済株式又は出資の総数又は総額の 3 分の 2 以上が大規模法人の所有に属している法人

〔適用時期〕

平成 24 年 4 月 1 日以後に取得又は製作をする特定農産加工品生産設備について適用されます（改正法附則 64 ④、81 ④）。

VII 当初申告要件及び適用額の制限の改正

〔制度の概要〕

1 法人税法における当初申告要件及び適用額の制限

法人税法における所得税額控除制度などについては、確定申告書等（確定申告書及び仮決算をした場合の中間申告書をいいます。以下同じです。）に、その適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した場合又は一定の書類を添付した場合に限り適用され、この場合の適用を受ける金額は、確定申告書等に記載された金額が限度とされます（旧法 68 ③等）。

このように、確定申告書等に適用を受ける金額の記載等がある場合に限り制度の適用を受けることができる要件（以下「法人税法における当初申告要件」といいます。）が課されていますので、確定申告書等にその記載がない場合には、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることはできません。

また、確定申告書等に適用を受ける金額として記載された金額が限度（以下「法人税法における適用額の制限」といいます。）とされるので、その記載された金額に変動がある場合であっても、修正申告や更正の請求によって適用を受ける金額を増加させることはできません。

㊦ これらの制度の適用を受けるためには、一定の書類の保存が要件とされているものがあります。

2 租税特別措置法における当初申告要件及び適用額の制限

租税特別措置法における試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度などについては、確定申告書等に控除を受ける金額の申告の記載があり、かつ、その計算に関する明細書の添付がある場合に限り適用され、この場合の控除される金額は、当該申告に係るその控除を受けるべき金額が限度とされます（旧措法 42 の 4 ⑭等）。

このように、確定申告書等に控除を受ける金額の申告の記載等がある場合に限り制度の適用を受けることができる要件（以下「租税特別措置法における当初申告要件」といいます。）が課されていますので、確定申告書等にその記載がない場合には、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることはできません。

また、確定申告書等に記載された全ての事項を基礎として計算する場合に適用を受けるべき正当額が限度（以下「租税特別措置法における適用額の制限」といいます。）とされるので、その記載された事項に変動がある場合であっても、修正申告や更正の請求によって適用金額を増加させることはできません。

[改正の内容]

1 法人税法における当初申告要件の廃止及び適用額の制限の見直し

(1) 法人税法における当初申告要件の廃止

次の表に掲げる制度について、法人税法における当初申告要件が廃止され、確定申告書等において制度の適用を受けていない場合であっても、修正申告書又は更正請求書に適用を受けるべき金額など一定の事項を記載した書類を添付することにより、修正申告や更正の請求によって新たに制度の適用を受けることができることとなりました。

法人税法における当初申告要件が廃止された制度
① 受取配当等の益金不算入（法 23⑦、81 の 4 ⑦）
② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法 23 の 2 ③）
③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法 37⑨、81 の 6 ⑥）
④ 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入（法 59④）
⑤ 協同組合等の事業分量配当等の損金算入（法 60 の 2）
⑥ 所得税額控除（法 68③、81 の 14②）
⑦ 外国税額控除（法 69⑩⑪、81 の 15⑨⑩）
⑧ 公益社団法人又は公益財団法人の寄附金の損金算入限度額の特例（法令 73 の 2 ②）
⑨ 引継対象外未処理欠損金額の計算に係る特例（法令 113②⑥）
⑩ 特定株主等によって支配された欠損等法人の欠損金の制限の 5 倍要件の判定の特例（法令 113 の 2 ⑭）
⑪ 特定資産に係る譲渡等損失額の損金不算入の対象外となる資産の特例（法令 123 の 8 ③五）
⑫ 特定資産に係る譲渡等損失額の計算の特例（法令 123 の 9 ②⑧）

㊦ 上記②、③（特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入規定）、⑦、⑨、⑪、⑫については、その適用に当たり、修正申告書や更正請求書への書類の添付のほか、一定の書類の保存が要件とされています。

(2) 法人税法における適用額の制限の見直し

(1)の表に掲げる制度のうち次の表に掲げる制度については、法人税法における適用額の制限も見直され、これらの制度の適用を受ける金額については、確定申告書等だけでなく修正申告書又は更正請求書に添付された書類に適用を受ける金額として記載された金額を限度と

することとされました。このため、修正申告や更正の請求によって、確定申告書等に添付された書類に記載された適用を受ける金額を増加させることができることとなりました。

法人税法における適用額の制限が見直された制度
① 受取配当等の益金不算入（法 23⑦、81 の 4 ⑦）
② 外国子会社から受ける配当等の益金不算入（法 23 の 2 ③）
③ 国等に対する寄附金、指定寄附金及び特定公益増進法人に対する寄附金の損金算入（法 37⑨、81 の 6 ⑥）
④ 所得税額控除（法 68③、81 の 14②）
⑤ 外国税額控除（法 69⑩⑪、81 の 15⑨⑩）

㊦ 繰越控除限度額がある場合の外国税額控除の規定（法 69②）又は繰越控除対象外国法人税額に係る外国税額控除の規定（法 69③）について、改正法による改正前は、繰越控除限度額又は繰越控除対象外国法人税額に係る事業年度のうち最も古い事業年度以後の各事業年度の確定申告書等に、当該各事業年度の控除限度額及び当該各事業年度において納付することとなった控除対象外国法人税の額（以下「控除限度額等」といいます。）として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされていましたが（旧法 69⑩）、改正後は、確定申告書だけでなく、修正申告書や更正請求書に添付された書類に控除限度額等として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされました（法 69⑩）。

2 租税特別措置法における当初申告要件の存続及び適用額の制限の見直し

(1) 租税特別措置法における当初申告要件の存続

法人税額の特別控除制度についての租税特別措置法における当初申告要件は、確定申告書等に添付される書類に特定の事項（試験研究費の額、資産の取得価額等）を記載することから、法人税法における当初申告要件と異なり、引き続き存続することとなります（措法 42 の 4 ⑭等）。

(2) 租税特別措置法における適用額の制限の見直し

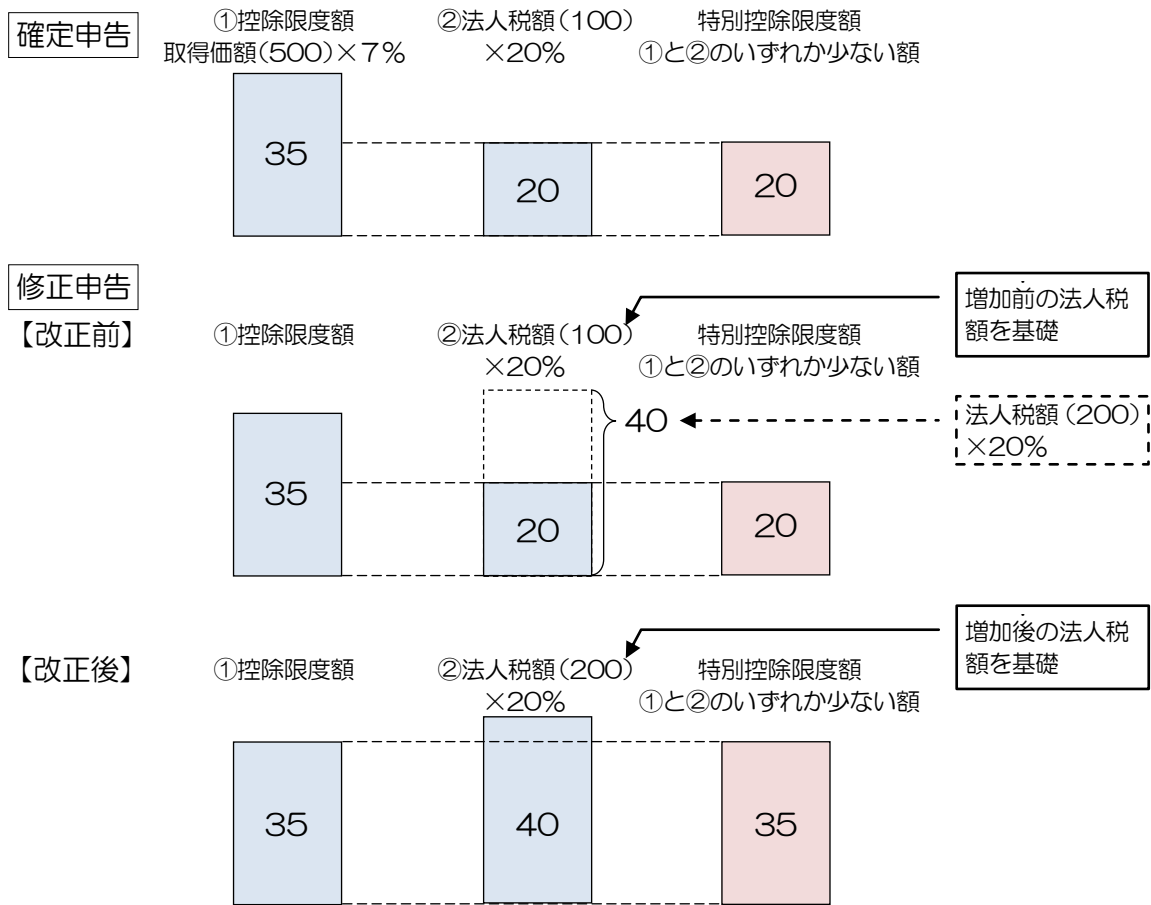
次の表に掲げる制度について、租税特別措置法における適用額の制限の見直しが行われ、控除を受けることができる正当額を計算するに当たって基礎とする事項が、確定申告書等に記載された全ての事項から、確定申告書等に添付された書類に記載された特定の事項（試験研究費の額、資産の取得価額等）とされました。このため、確定申告書等に記載された特定の事項以外の事項として記載された金額に変動がある場合には、修正申告や更正の請求によってその金額を是正して適用を受ける金額を増加させることができることとなりました。

また、これらの法人税額の特別控除制度による税額控除をしてもなお控除しきれない金額（以下「繰越税額控除限度超過額」といいます。）を有する場合の繰越税額控除限度超過額の繰越控除制度についても、修正申告や更正の請求によって適用を受ける金額を増加させることができることとされました。

租税特別措置法における適用額の制限が見直された制度
① 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法42の4 ⑭⑮、68の9 ⑭⑮）
② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除の特例（措法42の4の2 ⑩、68の9の2 ⑩）
③ エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の5 ⑧⑨、68の10⑨⑩）
④ 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の6 ⑧⑨、68の11⑨⑩）
⑤ 沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の9 ⑤⑥、68の13⑥⑦）
⑥ 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の10 ⑧⑨、68の14⑨⑩）
⑦ 国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（措法42の11⑧⑨、68の15⑨⑩）
⑧ 雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法42の12④、68の15の2 ④）
⑨ 法人税の額から控除される特別控除額の特例（措法42の13⑤、68の15の3 ⑤）

《イメージ図》

(中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除制度(措法42の6②)を適用している場合において、修正申告により法人税額が100から200に増加するケース)



3 具体的な手続

確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に適用を受ける金額及びその計算明細を記載した書類を添付することが必要です(法23⑦等)。

〔適用時期〕

平成23年12月2日以後に確定申告書等の提出期限が到来するものについて適用されます(改正法附則11、12、15、16、17、20、21、23、53、54、56②、57、59、60、61、62、63②、70、71、73②、74、76、77、78、79、80②、改正法令附則4、6①②、7①③、14①~③)。